

別海町農業委員会議事録

(令和4年4月28日)

○開催日時 令和4年4月28日(木)
午前10時00分から午前11時30分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 令和 4 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について |

○出席委員（24名）

会 長 27番 小野 榮 一
会長職務代理者 26番 信夫 重 勝

1番	及川 哲夫	2番	山崎 茂剛
4番	市川 義晴	5番	石毛 剛
6番	藤田 浩義	7番	中洞 薫
8番	加藤 真純	9番	中島 友子
10番	大内 敏光	11番	中島 均一
12番	中村 繁男	14番	芳羽 健一
15番	加藤 和広	16番	内藤 幸誠
18番	藤井 実一	19番	内木 誠
20番	浦山 宏一	21番	山田 良
22番	押田 賢二	23番	林 武新
24番	伊藤 一吉	25番	竹花 雄吉

○欠席委員（3名）

3番	齊藤 主夫	13番	小島 敏
17番	阿部 浩		

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	内山 宏
総務担当 主幹	椋木 直人
農地調整担当 主査	山下 真弘
農地調整担当 主任	志渡 正勝
農地調整担当 主任	川原 浩貴
農地調整担当 主事	齊藤 一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

18番	藤井 実	19番	木幡 誠
-----	------	-----	------

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.8番 藤 井 実 ⑩

議席1.9番 木 幡 誠 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告4件、議案8件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては3番齊藤委員、13番小島委員、17番阿部委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。18番藤井委員、19番木幡委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（小野会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は1件ございます。農地等売買事業により北海道農業公社が買い入れた土地について、一時貸付けを行う内容であります。旧所有者につきましては[]さんとなっております。こちらについては後の議案第5号で提案し御審議していただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長

小田原輝和。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、年間 [] 円。以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

説明いたします。[]さんが離農したところを、北海道農業公社が2月総会で買い取りましたので、そこを新規就農された[]さんに一時貸付するものです。[]さんは夫婦で頑張ってお農しております。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第2号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年2月28日開催の第21回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月16日としております。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。本件につきましては、4月18日に現地調査を行いました。

報告内容について、第1号は、計画高3万4,153㎡に対して出来高6,190㎡。第2号については、計画高2万272㎡に対して出来高1万2,342㎡。第3号については、悪天候により中止となっております。第4号については、計画高5,310㎡に対して出来高2,028㎡でそのほかは申請時の内容のとおりです。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては21番山田委員。2号につきましては24番伊藤委員。3号につきましては21番山田委員。4号につきましては19番木幡委員。それでは、山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

4月18日に藤田委員、伊藤委員と事務局で完了した現場を見てきました。去年の秋に完了しており、現場はきれいに整地されていきました。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

同じく4月18日に山田委員、藤田委員と事務局で完了した現場を見てまいりました。きれいに整地されており問題ないと思います。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。このイベントは悪天候で中止となっており、現場も元の農地のままで問題ありませんでしたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、4月18日に中洞委員と羽石委員と事務局で現場を見てきました。きれいに整地されており問題ないと判断してきましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野会長）

報告第3号の委員説明が終わりました。ここで報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は40件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満た

しておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

はい、21番山田委員。

○21番 山田委員

34番の [] の経営実態はどうなっていますか。

○事務局（山下主査）

4月1日に訪問し聞き取りしてまいりました。牛はいませんが農地の管理はしているとの回答でした。

○議長（小野会長）

ほかに質疑はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定する合意による解約の通知があったので、同条第1項の許可を要しない解約であることの可否決定を求める。本件は1件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、 []、 []。借人、 []

番地の、。解約する土地、一外筆、計9㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年12月1日から令和7年11月30日。合意解約成立の日、令和4年4月6日。土地の引渡しの時期、令和4年4月7日。解約の理由、合意解約。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、一外筆、合計㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は円で1ヘクタール当たり約円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。

借人、 番地の 、 、 。
 。許可を受けようとする土地の表示、 - 外 筆、合計
 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に
使用貸借するものである。借り人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を
経営するものである。貸借期間、許可日から30年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の
表示、 - 、合計 m²。許可を受けようとする理
由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規
模拡大のため貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸
価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
 、 。借人、 番地の 、 。
許可を受けようとする土地の表示、 - 、合計
 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸す
るものである。借人は、経営規模拡大のため貸借を受けるものである。貸借
期間、許可日から1年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり
約 円です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土
地の表示、 - 外 筆、合計 m²。許可を受けよ
うとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人
は、経営規模拡大のため貸借を受けるものである。貸借期間許可日から1年
間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
借人、 番地の 、 、 、 、 。
 。許可を受けようとする土地の表示、 - 外 筆、合計
 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するた
め賃貸するものである。借人は、貸借を受けて農地所有適格法人を経営す
るものである。貸借期間、許可日から令和14年3月31日まで。賃貸価格は
 円で、1ヘクタール当たり約 円です

第7号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
借人、 番地の 、 、 、 、 。
許可を受けようとする土地の表示、 - 外 筆、合計
 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸
借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営す
るものである。貸借期間は令和4年5月28日から40年間です。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、 、 、 。
譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする
土地の表示、 - 外 筆、合計 m²。許可を受け

ようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。

以上、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては6番藤田委員。2号につきましては9番畠山委員。3号から5号につきましては21番山田委員。6号につきましては24番伊藤委員。7号につきましては9番畠山委員。8号につきましては21番山田委員。

それでは1号につきまして藤田委員説明をお願いいたします。

○6番 藤田委員

■さんは昨年暮れに営農を中止されており、今回■さんに全地売買することとなりました。生前贈与を受けた農地の売却であり、贈与税等が全額確定するため、その分を売買価格に上乗せしたことから単価が高くなったものです。

○議長（小野会長）

続きまして2号を畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

使用貸借の期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして3号から5号について、山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、3号から5号まで関連があるのでまとめて説明いたします。■さんが昨今、近場の農地を取得したことから離れ地の畑を■さんに賃貸し、■さんも離れ地の畑を■さんに賃貸するものです。

○議長（小野会長）

続きまして6号を伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

■さんを経営している■さんがコントラだけではなく飼料生産も行うということで別の法人を立ち上げ、この度■さんから農地の賃貸を受けるものです。

○議長（小野会長）

続きまして7号を畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

使用貸借の期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして8号を山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。旦那さんから相続を受けた■さんがこれまでにこの農地を利用していた■さんに贈与するというものです。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

（10時45分から10時55分まで休憩）

◎日程第7 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。それでは議案を朗読します。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、 — 、面積、
 ㎡の内 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、 番地の 、
 。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、 — 、面積、
 ㎡の内 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外、 ㎡。転用基準、土地利用計画は前号と同文です。転用者、 番地の 、 。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、 — 、面積、
 ㎡の内 ㎡。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外、計 ㎡。転用基準、区分、第1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1項。土地利用計画、農振地。転用者、
 番地の 、 。

第4号、許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]、面積、[redacted] m²の内 [redacted] m²。目的、農業用施設建設。計画内容、バンカーサイロ外、[redacted] m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[redacted]番地の [redacted]、[redacted]。

第5号、許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]、面積、[redacted] m²の内 [redacted] m²。目的、農業用施設建設。計画内容、農業用倉庫外、[redacted] m²。転用基準、土地利用計画は前号と同文です。転用者、[redacted]番地の [redacted]、[redacted]。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては14番羽石委員。2号につきましては7番中洞委員、3号につきましては24番伊藤委員、4号につきましては6番藤田委員、5号につきましては19番木幡委員。

それでは1号の説明を羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

4月18日に中洞委員と木幡委員と事務局で現地を見てきました。現在建設中の施設の奥に新しく牛舎を建設するという事です。立地や面積的に問題ないと見てきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして2号を中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

同じく4月18日に羽石委員と木幡委員と事務局で見てきました。新しく育成舎を建設するという事で、場所としては一部ロール置き場にもなっており、問題ないものと見てきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

4月18日に山田委員と藤田委員と事務局で見てきました。場所はすでに立っている住宅に隣接している畑の隅であり、問題ない場所と見てきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

同じく4月18日に山田委員と伊藤委員と事務局で見てきました。すでにあるバンカーサイロに隣接している場所であり、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号を木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

同じく4月18日に羽石委員と中洞委員と事務局で見てきました。農業用機械の倉庫を建設するもので、面積も最小限で問題ないと思います。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（小野会長）

続きまして日程第8 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 — 外 筆、 m²の内 m²。契約内容、使用貸借。目的、山砂採取。計画内容、山砂採取量 m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、 地の 、 。転用者氏名、 番地、 。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 、 m²の内 m²。契約内容、賃貸借、目的、砂採取。計画内容、砂採取量 m³。転用基準、土地利用計画は前号と同一文です。所有者氏名、 番地の 、 。転用者氏名、

番地、

第3号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、
筆、 m^2 の内 m^2 。契約内容、目的は前号と同文
です。計画内容、砂採取量 m^3 。転用基準、土地利用計画は前号と
同文です。所有者氏名、番地の、。転用者氏名、
前号と同文です。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては21番山田委員。2号につきましては24番伊藤委員。3号につきましては19番木幡委員。それでは1号につきまして、山田委員説明をお願いいたします。

○21番 山田委員

先ほど、完了報告があったものの継続案件です。問題ないと思います。

○議長（小野会長）

続きまして2号の説明を伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

同じく先ほど完了報告のあったものの継続案件です。

○議長（小野会長）

続きまして3号の説明を木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

これも同じく先ほど完了報告があったものの継続案件です。よろしくお願
いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして
質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに
決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で5件あり、全て利用権の設定となっています。それでは朗読いたします。

第1号については報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読させていただきます。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和4年5月2日。終期、令和9年2月28日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第4号までの始期、次号から第5号まで利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地 []、 [] [] []。利用権を設定する土地、 [] 一 [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の設定をする者、 [] 番地の []、 []。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和9年5月1日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、畠山委員、加藤真純委員。

次号から第4号までの利用権の設定をする者、終期、調整委員、次号から第5号までの借賃の支払いの方法は同文ですので朗読を省略いたします。

第3号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 [] [] []。利用権を設定する土地、 [] 一 [] 外 [] 筆、計 [] m²。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間 [] 円。

第4号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 [] [] []。利用権を設定する土地、 [] 一 [] 外 [] 筆、計 [] m²。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 [] 円。

第5号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権を設定する土地、 [] 一 [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の設定をする者、 [] 番地の []、 []。設定する利用権、内容、同上。始期、令和4年5月1日。終期、令和5年4月30日。借賃、年間 [] 円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。利用権設定の第1号につきましては報告第1号で説明済ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。2号から4号につきましては9番畠山委員。5号につきましては25番竹花委員。

それでは2号から4号につきまして畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

2号から4号まで関連する案件なのでまとめて説明します。離農した〇〇さんの農地について調整した結果、周辺の〇〇と〇〇と〇〇が借りることとなったものです。

○議長（小野会長）

続きまして5号につきまして竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

賃貸の終期がきたものの再設定です。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第6号「令和4年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第6号 令和4年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。令和4年度別海町農地移動あっせん指導価格を次のとおり定める。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成10年に80万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和4年度においても価格の設定は畑1ヘクタール当たり80万円を上限とするものであります。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第11 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[] - []、面積 [] m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の []、[]。

第2号、所在、[] - [] 外 [] 筆、面積 [] m²。利用状況、山林。所有者、[]番地の []、[]。

第3号、所在、[] - []、面積 [] m²。利用状況、雑種地。所有者、[]、[]。

第4号、所在、[] - [] 外 [] 筆、面積 [] m²。利用状況、雑種地及び山林。所有者、[]番地の []、[]。以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては14番羽石委員、2号につきましては19番木幡委員、3号につきましては24番伊藤委員、4号につきましては7番中洞委員。それでは1号につきまして羽石委員説明をお願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。4月18日に木幡委員、中洞委員、事務局の4人で見てまいりました。雑種地で問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、同じく4月18日に羽石委員、中洞委員、事務局の4人で現地を見てきました。見るからに山林でしたので問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、説明いたします。4月18日に山田委員、藤田委員、事務局の4人で見てまいりました。申請地は中春別中学校から道道を挟んで向かい側の三角形の土地で現況雑種地で問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。4月18日に木幡委員、羽石委員、事務局の3名で見てまいりました。申請地は2か所ですが雑種地と山林で問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第8号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第8号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(案)の決定について。農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、当会における令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を次のとおりとする。

本議案説明前に農業委員会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての基本的な考え方について説明させていただきます。農業委員会の情報の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会が行う事務が適正に行われていることを確認するとともに幅広く周知するため、担い手への農地の利用集積状況、遊休農地に対する措置状況、農地法許可案件の審議状況などについて、インターネット等で公表することとなっております。それでは議案について説明させていただきます。

本議案は、令和3年4月28日開催第11回総会で決定された令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対して、活動の点検・評価を策定し、お諮りするものです。議案につきましては、33ページにI 令和4年3月31日現在の農業委員会の状況について記載しております

次に34ページII 担い手への農地の利用集積・集約化についてです。2 令和3年度の目標及び実績に関して集積実績66,358ヘクタールのうち、新規実績は2,242ヘクタールとなっております。3 目標に向けた活動ですが活動実績としまして、基盤強化促進事業107件、1,506ヘクタール、農地売買等事業37件、736ヘクタールとなっております。

次に35ページ、III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和3年度の目標及び実績ですが参入実績は3経営体、参入実績面積は251.1ヘクタールとなっております。3 目標に達成に向けた活動についてですが、活動実績について関係機関との情報の共有を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大対策で実施できませんでした。

次に36ページ、IV 遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和3年度につきましては昨年と解消実績は変更ありません。

次に37ページ、V 違反転用への適正な対応についてですが、令和3年度の実績はありません。

次に38ページ、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1 農地法第3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数、許可ともに98件です。2 農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は44件です。3 農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、管内の農地所有適格法人155法人に対して、報告は163法人となっておりますが、その理由といたしましては、12月決算の法人が年度をまたいで提出したことが要因となり、1法人が2回カウントされているためです。また、報告書を提出しなかった法人が1法人とありますが、令和4年度の4月に提出がありましたので、全ての法人から報告書の提出がなされております。

次に40ページ、Ⅷ 事務の実施状況の公表等ですが、総会の議事録についてホームページで公表を行っており、また、3 活動の点検・評価の公表についてもホームページ上で公表しております。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第8号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第23回総会を閉会します。